

平成27年北秋田市農業委員会第13回総会議事録

1. 開催日時 平成27年12月9日(水)午後3時00分から4時50分

2. 開催場所 北秋田市役所本庁舎 3階 大会議室

3. 出席委員(32名)

1番 三浦 剛	2番 長崎 成人	3番 近藤 利紀
4番 金 俊英	5番 長岐 正	6番 三沢 博隆
7番 土濃塚 謙一郎	8番 佐藤 篤史	10番 佐藤 利子
11番 藤島 孝雄	13番 戸沢 敦男	15番 湊 広
16番 佐藤 茂延	17番 金田 悦子	18番 加藤 隆悦
19番 小野 安則	21番 畠山 正敏	23番 太田 兵一
24番 柴田 隆一	25番 柴田 英一	27番 佐藤 哲也
28番 米澤 一	29番 若松 一幸	30番 松浦 義春
31番 布田 久人	32番 齊藤 富美雄	33番 伊東 誠子
34番 藤岡 茂憲	35番 檜岡 悦子	36番 嘉成 久雄
37番 三沢 定幸	38番 後藤 久美	

4. 欠席委員(6名)

9番 杉 渕 渉	12番 簾 内 豊	14番 松橋 利彦
20番 宮腰 文義	22番 木村 正彦	26番 佐藤 稔

5. 欠員(0名)

6. 議事日程

第 1	報告第 1号	会務報告
第 2	報告第 2号	農地法第18条6項の規定による届出について
第 3	議案第48号	非農地証明交付申請の承認について
第 4	議案第49号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 5	議案第50号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第 6	議案第51号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
第 7	議案第52号	北秋田市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について

第 8 議案第 5 3 号 北秋田市農業委員会の選挙により委員の定数条例及び北秋田市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び選挙区定数条例を廃止する条例の制定について

7. 出席した事務局職員

事務局長 長 岐 正 美 副主幹 佐 藤 修 主査 鈴 木 潤

8. 議事録署名委員

1 番 三 浦 剛 4 番 金 俊 英

9. 会議の概要

事務局	ご苦労様です。定刻となりましたので平成 2 7 年北秋田市農業委員会第 1 3 回総会を開催いたします。会長からあいさつをお願いします。
会 長	会長あいさつ (省略)
会 長	それでは、議事録署名者の指名であります。恒例によりまして当職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認め当職より指名をいたします。1 番三浦剛委員さん、4 番金俊英委員さん、のご両名にお願いをいたします。なお、本日の出席状況についてご報告いたします。委員 3 8 名中、3 2 名の出席であります。欠席届を出されている方は、9 番杉渕渉委員、1 2 番簾内豊委員、1 4 番松橋利彦委員、2 0 番宮腰文義委員、2 2 番木村正彦委員、2 6 番佐藤稔委員の 6 名から出されております。その他全員出席しており、定足数に達しておりますので総会成立となります。それではこれより第 1 3 回総会を始めたいと思います。それでは案件に入ります。「報告第 1 号会務報告」を事務局よりお願いいたします。
事 務 局	報告第 1 号「会務報告」議案書により説明。 (詳細省略)

- 会 長 報告事項でありますので、ご了承願いたいと思います。次に報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 報告第2号「農地法第18条6項の規定による届出について」議案書により説明。
(詳細省略)
- 会 長 案件がかなり多くなっておりますけども、1番から3番までは自作のため、4番からは他者との貸借のためとなっておりますが、中には自作のためとなっているものがありますが、ほとんどが他者との貸借のためとなっております。この他者との貸借のためとなっておりますのは、中間管理機構を通すという意味での解約ということでありますのでご理解をいただきたいと思います。では、この報告に対しまして皆さんのご意見等がありましたら出していただきたいと思います。案件が多いために皆さんがお目通しするまで時間を取りたいと思います。
- 1 6 番 16番佐藤です。自作も他者との貸借もどちらも中間管理機構を通すと思うのですが、補助金の絡みだと思うのですが、自作の場合と他者との貸借の違いを教えてください。大半が当初からHFさんのように一年間農作業受託という絡みの、補助金はどちらのウエイトが高いのか。それと、たまたま今回の坊沢地区のように即他者という形で上がってきた場合の補助金の違いを教えてください。
- 事務局 HFさんにもそのまま中間管理機構に行くのでは？という確認はしています。自作ということで聞いていますが、1年後に中間管理機構に行くとか、こちらでは把握しかねるところであります。
- 3 0 番 30番松浦です。関連の質問ですけれども、今ここに自作のためと他者との契約のためとありますが、議案第51号の農業経営基盤促進法では、利用権の貸借等で中間管理機構と契約が結ばれるような形になっておりますが、これは補助金をもらおうとすれば自作とかで1年間契約を結ばれないことになっておりますが、これは補助金もいらなくてそのまま1年経たなくてすぐ中間管理機構に移行しているのが数多く見受けられます。関連はどうなっているのか。

事務局 農地中間管理事業に関しましては、個々の農家に対する支援で坊沢地区は耕作者集積協力金で機構の借り受け農地に隣接、または公表された借受希望者の経営農地に隣接する農地といったものを狙った形で貸しているように思います。リタイヤまたは経営転換の方ではなく別の耕作者集積協力金というのがありまして、そちらの方に向かうためにすぐ契約しているという状況ではないかと思っています。

会 長 よろしいですか。

30番 30番松浦です。分かりました。貸した人が交付金を要らないとすれば、このような場合でもよいかと思えます。

16番 16番佐藤です。今まで借りている借地の面積が一回で解約する場合、何回かに分けて解約することもあると思いますが、全部出てきているものかどうか。HFさんでも坊沢地区の場合でも、借り入れしている面積のほとんどの面積が今回こういう形で出てきているのか。

事務局 坊沢地区の方はもうほとんど出てきているのではないかと思います。HFさんの方はまだ残っているのではないかと思います。解約してまだ残っているものもあるだろうと。坊沢地区も全てではなくて、もしかしたら解約はしたけどまだ機構の方に行くというのは100%ではないかもしれませんが相当上がってきているものと思います。

会 長 その他ご意見等ございませんか。次の議案に入ります。「議案第48号非農地証明交付申請の承認について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第48号非農地証明交付申請の承認について」議案書により説明。
(詳細省略)

会 長 今スライドで出しているのは吉田地区であります。2日間に渡りまして17名の委員さんに実際に現地に入ってください確認しております。この議案第48号の内1番から3番までは通常非農地証明であります。1番から3番までは議席番号15番湊広委員さんから説明を願いたいと思います。4番から35番までは事務局の方から説明をお願いします。

15番

15番の湊です。調査日は11月27日午前8時30分より、長岐事務局長、佐藤副主幹、鈴木主査の事務局3名と、戸沢敦男委員、松橋利彦委員、佐藤茂延委員と私の合計7名で調査してきました。図面の83ページから85ページの方お願いします。受付番号1番は中屋敷で、鷹巣方面から米内沢方面へ向かって大野岱線から少し行ったところにあります。昭和50年頃から森林の様子を呈しているということで、隣接も森林の様子を呈しているということで申請通りと見てまいりました。受付番号2番の場所は本城地区で米内沢方面から行くと摩当沢線を行ってお寺があるところから山の方へ入ります。ここも昭和50年頃より森林の様子を呈しているということで、申請通りと見てまいりました。受付番号3番の阿仁荒瀬地内ですけど89ページから91ページの方お願いします。これは旧荒瀬集落の少し上の方にあります。これも昭和60年頃から森林の様子を呈しているということで、隣接も林になっておりましたので、申請通りと見てまいりましたのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

事務局

議案第48号の受付番号4番から35番について説明します。現地の写真はスライドで流しておりますのでご確認いただきながら説明いたします。現地調査は10月21日と22日の二日間行いました。21日は委員7名事務局2名参加です。22日は委員6名事務局2名参加。2日間の合計全部で71筆、面積合計で53,286㎡の非農地を確認しました。今回の申請についてですが、位置図は92ページをご覧ください。阿仁の吉田地区の集落の周囲、広範囲にわたっていまして、今回は吉田の集落で非農地申請の取りまとめをして12月総会への申請は議案48号にあります通り、32件合計55筆の42,064平米です。現地調査された委員の皆様や写真で確認して頂くことでご確認報告していただきたいと思うのですが、すでに森林の様子を呈しております。周辺は山林や原野、あとは水路の崩壊など今後の営農の継続が非常に困難である場所ばかりでした。この申請の背景は、中間管理事業の関係がありまして、中間管理事業へ貸しつける農地の割合を多くするために非農地化しているところを農地から除外してしまうのが今回の目的でもあります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会長

ほとんどが森林であるかのように見てきましたが、現地へ行った委員の皆様はびっくりしたと思いますが、現地へ行く道路そのものが歩いて大変

な状況でした。車で行けるようなところでは決してないということでありますので、とてもじゃないけどこれを農地として管理するのは無理があるだろうと考えております。ではこれからご意見を頂戴したいと思います。

7 番 7 番土濃塚です。今スライドを見て、私も立ち会っていたわけですが、わからない点は、現状が農地であって、中間管理機構との関係でなぜこれを除くのかというのをすごく疑問に思っています。農地だと管理機構にそのまま受けてもらう申請するのではないかとすごく疑問を持ちました。

会 長 登記簿上は農地になっていますが、現況は農地という判断はできないような状況だと。土濃塚さんも現地へ行っておわかりかと思いますが、到底農地という判断を下せないようなところばかりで、登記簿上は農地であるので農地法が適用されますけれども、やはり農地として維持できる場所とできないところの線引きは早くした方がいいという判断もありました。ただ、吉田地区が優位になるようにということではなく、全体的に考えると登記簿上は農地であっても現況がそうでないようなところ、あるいは農地としても維持できないようなところも農地として持っていていいのかというのは農業委員さんの考え次第だと思います。

7 番 7 番土濃塚です。要するにその協力金が自留地だと出ないから非農地にするとそしてパーセントをあげるということなのだと思いますが、中間管理機構がどこで線引きしてそれが駄目だという形にしているのか、もともと個人がそういう形の中ではじいているのか。やるとすればもう30年も40年もなっている杉もあるのになぜ今なのかと疑問に思ったわけです。

会 長 昔は農地の面積で各市町村に対する農業予算というものが来たと同っております。農業振興地域が山林にも及んでいたり、宅地にも農振がかかっているところが過去にはありましたが、今はそういうところはないので、農地以外のところは農地以外のものにしなければいけないと考えています。先日、農林水産省での研修でも話を聞いたところ、やはりその線引きを早くしなさいということ言われてきております。それはその地域の農業委員会で決定し線引きをするべきだということ言われてきておりますので、中間管理機構に出して中間管理機構が受ける受けないを決めるというよりも、地域の所有者がここは農地として維持していけないから管理機構に委ねてそれから非農地証明をもらうとか申請をするとかではなく、自ら申請をしたいと

いうことで来たと同っています。そう理解したいと考えています。

7 番 7 番土濃塚です。管理機構では事前に調査しているのですか。非農地申請にする前に。

事務局 非農地申請に関して、代表が Y N さんですが、吉田集落と農林課、農業委員会と 3 者で協議をしながら進めたこととなります。まず、最初に吉田地区の全部の農地その面積を調べたそうです。その結果、面積が 5 8 町歩ありました。その補助整備面積の内、吉田地区の法人 K F で集積する面積が予定では 4 2 町歩です。この 5 8 町歩の内 4 2 町歩という割合が重要なところで、ここの割合が 8 割を超えると今年の 2 7 年度単価で一反歩 3 万 6 千円、局長の最初の報告にもありましたが、ほかの地区ではその一反歩 3 万 6 千円を実行されている集落もあるようですので、一反歩 3 万 6 千円を目指しております。全体農地 5 8 町歩この分母の部分をいくらかでも少なくできればこの 8 割以上の交付金単価に近づけるのではないかという思いがあり、実際吉田地区でも現地を確認されここはもう非農地化しているので、中間管理機構も受けないし、集落法人でも耕作は無理だと確認して上げてもらった次第です。そこを農業委員の皆さんに 2 日かけて現地調査してもらって今回の非農地申請になったというところです。地区では中間管理機構を利用した地域集積協力金の交付単価の最高額を目指しているための申請ということでご理解いただきたいと思います。

7 番 7 番土濃塚です。要するに法人が全体を調べてダメなところを省いたと。それというのはパーセントを上げるためにそういうことをしているのだと。今年は 8 割以上だと 3 万 6 千円のはずだから、そうすると制度のそういう形でやっているとそういうことですね。今後我々が中間管理機構、あるいは法人、個人、そういうものに対しての協力があれば審査をいつでもやらなければいけないという形になりますか。

会 長 申請があれば審査を行ないます。

事務局 通常非農地申請でも事務局では申請を挙げてもらう前に事務局で事前に現地調査をしています。非農地申請に耐えるかどうかというのを現地確認してから申請者の方に申請してもらっています。そして総会前に皆さんに現地調査してもらっていますが、その判断によって総会で可決をもら

う順序です。その関係で今回は会長もおっしゃったように件数も多いということで全体を一度申請してもらってから落とすということではなく、非農地申請をしていただいて許可の出る見込みのあるところのみを事前に事務局と委員さんとで現地調査をしていただいたということです。その現地調査を以ってこの総会の現地調査報告に代えさせて頂きたいというところから行っています。その申請の中でもまだ農地として耕作しているところもありました。そういう農地については、非農地許可は出ないので申請から外しています。

7番 7番土濃塚です。中間管理機構では、事前に除くという事例はありますか。

会長 中間管理機構の手続きについては、こちらでは確認できません。

6番 6番の三沢です。私も現地調査に伺いましたが、かなりの数があったわけですけれども、私が見たところはもう最後で5か所くらいしか残っていなかったのですが、そのうち少なくとも2か所くらいは非農地にできないなど、現地を見て言ったこともあるのですが、非農地と耕作放棄地の区別をできていないのではないかと思うのですがどうですか。

事務局 見て駄目だと判断したところは申請をしないでくれとお話しています。法人の方では耕作放棄地だと判断しても非農地で落とせないかと相談に来ている農地もありますが、我々から見ても違うと判断した農地は申請させていません。

6番 6番三沢です。事前調査の話ですと68ヶ所あるという話でしたけれども、そのうち認められないよとして落としているのは何か所くらいあるのですか。

会長 すぐは出ませんが、5、6か所くらいはあったと記憶しています。それは申請も出させてはいません。

6番 6番三沢です。この間の現地を見て、8割の地域集積協力金補助をもらうがために出してきたようなところもあるし、直接農業委員会とは関係ないかもしれないけども、農業委員の中には土地改良区の理事も兼ねている方もいるのですが、区画整理事業でなぜ手を加えれば田んぼになるのに、非農地で

出すんだらうというところがたくさんあるわけです。

会 長 確かに重機を入れると農地復元できるというところはたくさんあると思いますが、農道、用排水路がしっかりしていなければ農地として維持していくのは難しいと考えます。

7 番 7番土濃塚です。先ほどそういうところを全部元に戻しなさいと会長がおっしゃったので、それも指導に入るのではないですか。実際耕作できるような状況ではないのは見てきたのでわかるのですが、それはやはり農業委員が指導しなければいけないところじゃないのですか。

会 長 現地調査されたときに指導してきたと思いますので、それが実るといいなと考えます。

3 4 番 3 4 番です。先ほど事務局の方から 80%クリアして 3 万 6 千円もらうためという話がありましたが、これは非農地証明にかける本来の質から外れていると思います。非農地証明というのはあくまでも森林の様相を呈していても耕作できないということであれば当然許可を出すわけですが、今回の中間管理機構にかける 8 割をクリアするためというのは違法ではないにしても動機がいかにも不純だという感じが否めないという気がします。

事務局 集積率を上げるために非農地で落とす動機の件であります。確かに今までの考え方でいけばそういう風になる部分もあるのかなと私も思います。まだ先の話になりますが、新しい農業委員会法が始まりますと、農業委員の皆さんにも課せられる課題であります。国の方の説明でも、これからは農業委員会で非農地の判断をどんどんして落としていかなければいけないのだというお話を聞いてきたわけですが、これから集積協力委員というのは北秋田市には置きませんが、置かない代わりに委員の皆さんが同じような活動をしていかなければいけないということでもありますので、少しずつ時代が変わっているのかなというように感じています。違法ではなくて今までの農業委員会の中の流れからすれば少し変だなというところが出てきていますが、これからそういう流れになっていくのではないかなと思います。

3 4 番 3 4 番藤岡です。事務局から説明のあった通り、非農地証明申請された耕作できない農地はどんどん落としていかないと、来年度 28 年度の税制改正

で非農地というか地目が田になっていて耕作されていない所は増税になるわけですね。税金を高くするというので、逆に中間管理機構を通して貸した場合は固定資産税を若干下げるといふようなことをやっていますので、我々農業委員会も耕作できないところは中間管理機構へ「貸す貸さない」にしても非農地にして落としていくべきではないかと思ひます。じゃないと農家に増税になるということですね。使っていないものをそのままにしていると。今回の件には関係ありませんが、中間管理機構があるから非農地にするとかではなくて、使われていない農地は積極的に落としていくといふのを進めてくれたらいいなと思ひます。

会 長

その通りだと思ひます。藤岡委員さんが話している通り、国の方でもその指導をしております。30年くらい前までは非農地証明出すなということが県の方で言われてきたのでなかなかできなかったのですが、最近はそのではなくて、作れるところは農地として維持管理させなさいと。農道も水路も整備できてない農地として維持できないようなところを早目に選別しなさいと言われておりますので、吉田地区の件だけでなくこれからは全体的にそういうところを進めていかなければと思ひます。

16番

16番佐藤です。今の中間管理機構のやり方が良いのか悪いのか、補助金が出るといふのはできるだけもらった方が得だとは思ひますが、もらっただけであとからどうなってくるか考えないと、今の吉田地区の場合は集積率が8割くらいとのことですが、集落全体での地区で話し合ったといふのは認めますが、それ以外に残された農地がどうなるのかといふのも、今後考えていかなければならないと思ひます。たぶんこういうことは吉田地区だけでなく各地区全体を見ると、沢に行くとも柳とか雑木があつて作れないといふことがあるだろうし、状態を見るとまだまだやれる場所であつても人がいなくなつてやれない。一人で住んで農業をやつていたが、東京の息子の方に行つて誰もやれる人がいない等、こういう場合の非農地を判断するような場合もこれは今までもあつたと思ひます。現況がまだ耕作されているので駄目だとした例もあります。上流の方で耕作放棄になると自然と下流の方も被害を受けるような状態。吉田地区の場合は昔田んぼであれば水路とかもあつたはずですが、現在どのようになつて下流にどのような影響があるのかわからないのですが、いろいろな状況を加味しながら非農地証明しないと、ただ国の方針だ、補助金出すから耕作できないなら落とせと言つても周りが困るので、我々が十二分に話をしなればならないと思ひます。ただ、今の場合

は、賛成したいと思います。補助金の絡みがない申請であればそんなに問題ないのですが。これからは申請されてきた場合は、集落であっても個人であっても同じ気持ちで取り上げて、平等に話しするような仕組みに持って行ってもらいたいと思います。

会 長 あくまでも農業委員会というのは補助金ありきで物事を進めているということではなく地域でどう考えてどういう進め方をした方がいいのかと地域の方々との話し合いの中で決定していかないとだめだと思います。農業委員会としてできることは応援していきたいと考えます。ただあくまでも補助金を目的にするため特別に便宜を図ったということではないということをご理解いただきたい。

31番 31番布田です。この阿仁の案件はこのくらい時間かけるよりも、上の人にまかせるというのが私は大賛成であって、それは農家のためになるじゃないですか。それは補助金もらうことにケチつけるよりは、大いに推薦することが、新しい農業委員会としての地域集積協力になると思います。

会 長 暫時休憩いたします。

会 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第48号」についてご質問ご意見等何かございませんか。

(なしの声)

会 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第48号」について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定いたします。次に議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

事務局 議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」議案書より説明。

(詳細省略)

会 長

事務局の説明が終わりましたが、この議案第49号につきましては現地調査をしていただいた委員からもご説明願いたいと思います。受付番号2番、3番、6番については議席番号13番の戸沢敦男委員さんからお願いします。

13番

13番戸沢です。先ほどの非農地の話ではなく、こちらは田を作るということで、安心して進めていいのかなと思いました。当日は雨が降ったりして寒かったのですが、出席については事務局3名、委員4名の7名で現地調査しました。受付番号2番坊沢字三ツ屋岱下悪土272、277、572、573番地の4筆について調査をいたしました。KTさんから受ける側として坊沢のNAさんへ。位置図、場所図は98ページと101ページに載っております。米代川の左岸でございます。坊沢字大向と米代川の間挟まれている所であります。ここは50町歩圃場整備を計画し、2、3年後に着工するという話を聞いております。受付番号3番ここは栄字三田であります。ビッグのところから奥の方に5分ほど行ったところが字三田であります。1筆ありますが、KHさんからSNさんが買い取ると。いろいろ諸問題はあるようですが、現地を見ると相当木が生えているようであります。大きい木ではないのですが、復元して農地に戻そうということのようです。地図は102～104ページを見てください。位置図、場所図、座標図と3つあります。以上について私たちは妥当であるという考えをしてまいりましたのでよろしくご審議をお願いします。受付番号6番は北秋田市前山字二本杉岱。図面につきましては105～107ページです。平成14年か15年ころ圃場整備によって換地処分、登記を完了した地域であります。優良農地として誰でも耕作したいような場所であります。用水源は頭首工で経費のかからないところあります。以上です。よろしくご審議お願いいたします。

会 長

議案第49号につきましてはこれより審議に入ります。何かご質問等ございませんか。

(なしの声)

会 長

質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第49号」について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定いたします。続いて議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」議案書により説明。

(詳細省略)

会 長 議案第50号につきましても現地調査をしていただいた委員からも説明をうかがいたいと思います。受付番号1番から3番まで議席番号13番の戸沢敦男委員さんお願いいたします。

13番 13番の戸沢です。先ほど申し上げたように11月27日、事務局3名委員4名の計7名で現地調査をしてまいりました。受付番号1番、字太田新田78-1ですけども、1, 2, 3の場所としてはビッグから直線で約300m。周辺は宅地になっております。栄の児童館の真向かいになっている場所です。ここは昭和44年に基盤整備されその後宅地化が進んでいる場所であります。HKさんからKKさんへ。109から113ページの場所図をみていただきます。現況は盛土され家が新築されたところもあるようです。土地家屋調査士のKさんが現地で立会しております。受付番号2番は同じ場所で隣接地でございます。受付番号3番は貸付人がITさん借受人がKSさんKTさん。このKTさんがITさんの娘さんだそうで、ITさんが娘婿さんに貸しているという状況です。119ページから122ページに載っています。この3つについて妥当という判断をしてまいりましたのでよろしくご審議のほどおねがいします。

会 長 それでは議案第50号につきまして質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

(なしの声)

会 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第50号」について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定いたします。続いて議案第51号「農業経営基盤促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第51号農業経営基盤促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」議案書により説明。

(詳細省略)

会 長 事務局の説明が終わりました。この議案第51番中受付番号250, 251番を除いてその他について質疑に入ります。何かご質問ございませんか。

32番 32番斎藤です。利用権設定の151ページの受付番号161番についてですが、10アール当たりの賃借料が4万円と随分高いのですが、なにかわけがあるのでしょうか？

事務局 他に比べて高いのですが、この土地に結構立派なハウスがあるみたいで、ハウスごとお借りするということでありました。本来なら地代と上物は別ではないかなと思ったのですが、中間管理機構がこれで借りるということ相手方もこれで借りるということこのようになっております。

34番 34番藤岡です。中間管理機構は、ハウスも借りるということですか。例えばハウスを貸したいということになれば中間管理機構はハウスも借りるということですか。

事務局 ハウスも借りるということではないと思うのですが、受け手の方もこのまま使いたいということで、一括でお金も払えるようにということでこの形になったと聞いております。

34番 34番藤岡です。それもちょっとおかしいと思います。あくまでも農地の貸し借りだと思っているので。農地はいくら、ハウスの賃借料は別ででてるのが普通だと思うのですが、その田の貸し借りにそれもついているからそれも含めるというのはちょっとおかしいと思うのですがどう思いますか。

事務局 私もちよっとおかしいなとは思いますが、おそらく借り手の方もそのまま使いたいということで、お金のやり取りも簡潔にしたいということでそのようにしたのではないかなと思います。

13番 13番の戸沢です。今の審議の件ですが、ここには中間管理機構はハウスを借りますとは書いていないわけです。借りる側と貸す側で4万円の決着をつけたわけですから、農業委員会はそこには入らなくても良いと思うのですが。

会長 暫時休憩をいたします。

会長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第51号」中受付番号250番、251番を除いたその他について原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会長 異議なしと認め決定いたします。同じく「議案第51号」中利用権設定の受付番号250番、251番につきましては、当農業委員会委員との関連がありますので議席番号31番、布田久人委員の退席を求めます。

会長 暫時休憩をいたします。

(31番 布田久人 委員退席)

会長 休憩以前に続き会議をいたします。「議案第51号」中利用権設定の受付番号250、251番につきましてこれより審議に入ります。何かご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

会長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第51号」中受付番号250番、251番につきましては原案どおり決することにご意義ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定いたします。暫時休憩いたします。

(31番 布田久人 委員入席)

会 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。ここで議事日程について計らいをいたします。「議案第52号」と「議案第53号」はそれぞれ関連がありますので一括上程することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め一括上程をいたします。「議案第52号北秋田市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を改定する等の条例の制定について」「議案第53号北秋田市農業委員会の選挙による委員の定数条例及び北秋田市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び選挙区定数条例を廃止する条例の制定について」以上2議案を一括上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第52号北秋田市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を改定する等の条例の制定について」議案書により説明。

(詳細省略)

「議案第53号北秋田市農業委員会の選挙による委員の定数条例及び北秋田市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び選挙区定数条例を廃止する条例の制定について」議案書により説明。

(詳細省略)

事務局 議案第52号ですが、提案理由のとおり、今度北秋田市土地改良区が1月20日の設立予定と聞いております。こちらの条例は二段ロケットといたしますが、条例の施行日が2回に分かれていくという形で北秋田市土地改良区ができるのが1条として、こちらはできた瞬間から施行しますということです。第2条の方は、こちらはこの条例を廃止すると。これは4月1日から新農業委員会等の法律の施行が始まります。選任の委員の任期も選挙の委員と同じ任期までになりますのでそれは保障されております。ただしひとつだ

け、共済組合の任期が選挙委員の任期より短いわけですが、こちらもあらかじめ団体から同じ人を選任するという見込みを取っておけば引き続き選挙の委員と同じ日までの任期になっております。議案第53号ですが、これも新農業委員会法の関係でありまして、選挙による選出というのがなくなって議会の同意を得たうえで選出されるということになります。皆さんの任期は29年7月19日まで保障されております。これがなくなりますが今度は定数条例というのが作られます。今のところ北秋田市は上限が38名ということになっておりますが、この範囲内で定数条例が来年の12月頃設定されると考えております。その後公募や推薦をとって平成29年7月20日から新たな委員会としてスタートするということになります。よろしくお願ひします。

会 長 議案第52号と53号につきまして質疑に入ります。ご質問ご意見等ございませんか。

31番 31番布田です。定数が38の上限というのは、もう2人何らかの形で40までは増やせないのですか。

会 長 公選は30名です。この面積からいって個々の農業委員は30名です。それに今までの法律からいって議会から4人、各農協から1人、共済組合の代表1人、土地改良区は4つありますが1人で37名、北秋田市は農協が2つありますのでもう一人追加で38名です。農林大臣へ申請して許可を得て最大の定数になっております。議案第52号・議案第53号につきましてご質問等ございませんか。

(なしの声)

会 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。議案第52号・議案第53号につきまして原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定いたします。以上をもちまして、提出議案はすべて終了しました。これをもって「平成27年第13回北秋田市農業委員会総会」を終了いたします。

平成27年第13回北秋田市農業委員会総会案件の審査に係る内容については、上記のとおり相違ないことを認めます。